



神奈川ネット

URL <http://kanagawanet.org/>

1991年1月22日第三種郵便物認可毎月1回15日定期発行

神奈川ネットワーク運動

〒231-0006
横浜市中区南仲通4-40南山ビル2F
TEL:045-651-2011
FAX:045-651-2081
定価/1部100円(毎月発行)

未来に向けた廃棄物政策のあり方

神奈川ネットワーク運動は、廃棄物政策として少なく消費して心豊かに生きるという発生抑制を基本に、分ければ資源、混ぜればごみという政策的視点で分別によるリサイクルを進めてきました。

はだの
クリーン
センター

長岡
バイオ
キューブ

渡辺あつ子 (廃棄物処理の今後を考えるPJ座長/ネット宮前)

11月16日(日)二宮町議会議員選挙
神奈川ネット公認決定



いちいし ひろこ
一石 洋子

1959横浜市生まれ/1984国立音楽大学卒業/1999生活クラブ加入/2005二宮小学校通学路交差点の歩車分離信号設置実現に取組む/2007~地域でコーラスによるボランティア活動実践

新たなごみ処理の動き

秦野市伊勢原市環境衛生組合による、県内初のはだのクリーンセンター(循環型社会形成推進交付金対象事業)の高効率のバイオマス発電を見

神奈川ネット「廃棄物処理の今後を考えるプロジェクト」では、県内自治体のごみ処理の状況の変化を2008年から2012年の5年間で調査しました。

調査からは、2001年に循環型社会形成基本法が施行されて以降、多くの自治体で、ごみの総排出量削減をめざし、「分別」に取組んだ実態が確認されました。調査対象13市中、資源化率が最も高い鎌倉市は、1人当りの処理経費も高くなっています。しかし、ごみ量(1人当り)は13市町中位に留まっており、資源化の促進が必ずしも発生抑制につながっていません。

各自治体の廃棄物処理の実績調査 (2012年度)

	人口数(人)	総排出量(t/年)	家庭系ごみ量(9/1日/1人当)	ごみ処理経費		
				一般会計決算額に占める割合(%)	1人当り処理経費(円)	資源化率(%)
横浜市	3,688,624	1,437,278	802.5	3.0	9,967	12.7
川崎市	1,438,627	536,225	700.0	2.6	10,886	26.7
鎌倉市	178,397	67,503	749.0	6.1	19,528	47.8
逗子市	57,983	17,751	731.0	12.4	16,107	28.0
横須賀市	420,811	152,787	776.0	5.2	16,816	33.8
藤沢市	414,722	138,190	677.0	5.1	15,135	36.6
平塚市	259,371	87,372	720.0	13.0	9,795	20.9
二宮町	29,305	9,071	787.0	7.6	20,059	41.0
大和市	231,046	71,786	647.0	6.6	17,617	21.9
厚木市	224,776	78,938	714.5	4.3	14,128	25.6
綾瀬市	83,681	24,552	677.5	5.3	10,320	27.5
座間市	129,887	34,776	677.5	4.4	12,045	30.3
伊勢原市	100,651	33,357	736.0	2.8	7,787	23.6

分別ができなくなる

超高齢社会が、廃棄物政策に与える影響は少なくありません。現在、細分化された分別収集に対応できない高齢者が増えており、各自治体ではふれあい収集で対応しています。2012年に認知症高齢者は462万人となると推計されており、分別の徹底が困難となるとの仮説も持つべきです。あらためてリデュース(発生抑制)を全面に出した取り組みが必要です。

また、新潟県長岡市の生ごみのバイオガス発電、長岡バイオキューブを視察しました。(処理量65t/1日)。PFI事業で、設計・建設費が19億円、運営・維持管理費は15年間で28億円です。15年間で約35億円の経費削減、ごみ焼却量は4割削減、CO2は年間2000t削減などの効果が見込まれています。生ごみをエネルギーに変える長岡の実践は、県内自治体でも可能と思われる。

改正に向けて議論が進む容器包装リサイクル法は、拡大生産者責任の強化や再商品化事業者の入札・契約に自治体は全く関与出来ません。回収されたペットボトルやプラスチックの品質と再商品化等の最終処理は事業者まかせで、市民の努力が報われないしくみです。改めて法改正を提案していきま。

厚木基地爆音訴訟 夜間飛行中止を 命じる判決は一步前進

視点



政策部長
牧嶋とよ子
(座間市民ネット)

5月21日、横浜地方裁判所で自衛隊機の午後10時から翌日午前6時までの飛行中止を命じる全国初の判決が下されました。これは、在日米軍と海上自衛隊が共同使用する厚木基地周辺の住民が、長年、航空機騒音に苦しめられている状況に対し、損害賠償及び自衛隊機・米軍機の夜間・早朝の飛行差し止めを求めた第四次厚木騒音訴訟裁判です。

国を被告に1976年から続く厚木爆音訴訟は、2007年12月に第四次訴訟を提訴、原告は厚木基地がある大和市・綾瀬市をはじめ相模原市・座間市など8市の住民で、全国最多の7000人に及びます。裁判長は、「住民は健康被害に結び付く睡眠妨害や生活妨害、精神的苦痛など深刻な航空機騒音の被害を受けている」と判決主文で述べました。

今回の判決は、市民が長年にわたり「静かな空」を求め、運動し続けた成果の一つであり、第2の基地県、神奈川から門戸を開けた意義大きいと考えます。

神奈川ネットは米軍再編計画が浮上し、2005年に、生活の身近に存在する基地を知るピースリングツアーを行ってきました。今後も市民による人間の安全保障の視点から、騒音被害や墜落の危険に晒す市街地上空での飛行訓練の中止と基地の縮小・返還を求めていきます。